

平成29年度 雲仙市入札監視委員会 第2回定例会 審議概要報告書

開催日時	平成29年11月27日（月） 午後2時00分～午後4時18分	
開催場所	雲仙市役所別館3階会議室1	
報告案件 及び 審査案件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 市長挨拶 3. 委員長選出 4. 指名停止措置案件の報告について 5. 入札契約制度について <ul style="list-style-type: none"> ・ 低入札価格調査制度試行要領の制定について 6. 抽出案件の審議について <ol style="list-style-type: none"> ① 南串中学校グラウンド手元開閉器函取替工事 ② 南本町第2地区ほか地籍調査業務 ③ 準用河川金浜川④河川災害復旧工事 ③-2 市道千々石才野線落石対策工事 ④ 市道吾妻川床線舗装改修工事 ⑤ 準用河川鬢串川単独災害復旧工事 ⑥ 市道愛野山ノ口・丸山線路肩改修工事 ⑥-2 市道瑞穂宮ノ地線改良工事 ⑦ 普通河川原池川単独災害復旧工事 ⑧ 市道山ノ上1号本線改良工事 7. 質疑応答 	
出席者 (委員)	委員長（技術分野） 委員（法律分野） 委員（学識経験者） 委員（学識経験者）	中村 聖三 川島 陽介 宅島 良則 草野 美津子
(事務局)	総務部長 総務部契約検査課長 総務部契約検査課 総務部契約検査課	岸川 孝 竹田 義則 峰添 恒彦 井上 真
(工事 担当課)	教育委員会スポーツ振興課 教育委員会スポーツ振興課 建設部建築課長 建設部建築課	本田 理恵 田中 大智 住田 陽俊 境川 公彦

(工事 担当課)	建設部用地課長	本田 孝博
	建設部用地課	永田 正浩
	建設部道路河川課長	松山 修三
	建設部道路河川課	山口 定征
	建設部道路河川課	横田 俊介
	建設部道路河川課	吉尾 将悟
	建設部道路河川課	細田 剛
	建設部道路河川課	井上 明寛
	建設部道路河川課	柿田 慎

【議事】

主な意見・質問	市側説明・回答
<p>4. 指名停止措置案件の報告について</p> <p>(委員) 参考資料に根拠が書いてあるが、指名停止期間をどの程度の期間とするのかは、どのように決めているのか。</p> <p>(委員) 刑事事件にはなっていないのか。もし刑事事件で起訴されたら指名停止の期間が延びるのか。</p>	<p>(事務局) 前回の5月から今回までの間に3件3社の指名停止措置を行った。 雲仙市発注の工事に関したものが1件、長崎県からの指名停止措置の通知等により明らかになったものが2件である。</p> <p>(事務局) 今回の雲仙市発注の工事の場合においては、受注業者に対して聴き取り調査を実施した。その結果において労働安全衛生法違反が判明し、安全管理に不適切があったため死亡事故が発生している。死亡事故の場合は1箇月以上と定めており、該当する期間内に前歴がないため短期の1箇月とした。</p> <p>(事務局) 警察も捜査しているが、起訴されるかどうかの情報は入っていない。起訴されても期間が伸びることはない。</p>

5. 入札契約制度について

・低入札価格調査制度試行要領の制定について

(委員)

なぜ、国土交通省は最低制限価格を設定してはだめとしているのか。

(委員)

総合評価落札方式を導入したときの考え方からすると、通常の一般競争入札は90%以上で競争しているのに、総合評価落札方式は85%ぐらいで競争すると、一般的な工事よりも安いところで勝負することになる。総合評価落札方式で他を評価する必要はないのではないか。

(委員)

これまでの総合評価落札方式を実際見て

(事務局)

総合評価落札方式にて入札を実施する場合は、10月4日付長崎県からの通知により最低制限価格は設定できないので低入札価格調査制度等の措置を講ずることと要請があった。

制度の概要としては、低入札調査基準価格は、公契連モデルに準拠し設計額の概ね90%とし、失格基準価格は、低入札調査基準価格の95%としている。

また、調査に要する期間など負担軽減を図り、調査項目を最小限として試行する。

(事務局)

通知は、国の会計検査院からの指摘を踏まえてのものである。地方自治法の施行令上、最低制限価格を設けられるという解釈はできない。それらの指摘を踏まえ総務省と国土交通省がそれに従って最低制限価格は設定することはできないと通知を出したということである。

(事務局)

総合評価では価格も評価の一つなので、価格が安いから落札できるとは限らない。

みると、ほぼ価格の競争となっている。通常の入札であれば約90%と制限があり、総合評価落札方式だと約85%になって、より一層価格の競争になってしまい、総合評価落札方式を導入したときの考え方と合っていない気がする。

(委員)

そういうことを言うと、逆に、通常の入札案件に関しても、最低制限価格を下げろという話になるのではないか。総合評価落札方式は実質的に85%より下の額で失格になるのだから、通常の入札も85%でいいのではないか。

(委員)

失格基準価格を調査基準価格の95%とした根拠と、県内の自治体は何%ぐらいなのか。

(事務局)

以前からすると最低制限価格が上昇してきて、今90%程度というラインまで到達している。低入札価格調査は原点に戻るというか、元々失格基準が70%程度という底辺にあるので、元に戻すという国の考えも少しあるのではないという気がする。

(事務局)

そこをにらんで、会計検査院から指摘があるので、今後どのようになっていくか、このまま最低制限価格は90%程度でいくのか、もう少し下げてくるのか注視している。

(事務局)

95%に設定した根拠については、公契連モデルの失格基準価格が予定価格の70%ぐらいに設定されているが、今回の総務省・国土交通省からの通達の中で、発注者側の調査能力に応じて負担軽減にも配慮しつつ、適切な幅を設けることということなので、調査能力の低い自治体でも調査ができるように、

<p>(委員) 実際に落札する業者が、あてはまったら調査を実施するということか。</p> <p>(委員) 要領の直接工事費の10分の9.7というのは、国交省の通知に基づくものなのか。平成28年4月は0.95となっている。これは今年からか。</p> <p>6. 抽出案件の審査について ・入札結果について（全体説明）</p>	<p>調査項目を少し減らして、国の失格基準価格の半分ぐらいの率で定め、調査基準価格の95%に設定している。</p> <p>他市の状況については、低入札価格調査制度を導入している自治体はあるが、率は把握していない。</p> <p>(事務局) はい。評価値の最も高かった者の入札価格が、失格基準価格以上かつ低入札調査基準価格未満であれば調査する。</p> <p>(事務局) はい、今年からである。</p> <p>(事務局) 4月から9月までに入札執行した建設工事は89件である。昨年度同時期と比較して13件増加し、制限付一般競争入札が53件、指名競争入札が36件となっている。発注総額は約1億3,080万円増加し、平均落札率は91.35%となり0.24ポイント上昇した。</p> <p>建設コンサルタント等業務は指名競争入札により48件執行した。昨年度同時期と比較して16件増加し、発注総額は約1億4,120万円増加している。平均落札率は今年度から最低制限価格制度を採用したことにより8.76ポイント上昇し、73.32%</p>
---	--

<p>(委員) 一覧表の、工事名欄に「再」や「再々」というのは、1回目がうまくいかずに2回目、3回目という意味か。</p> <p>(委員) 1回の入札に関しては、1回で終わりか。そこでまた再入札をやるのか。</p> <p>(委員) 「再」のときには設計は変えるのか。</p> <p>(委員) 最近、不調・不落は増えてないか。</p> <p>(委員) 今後、不調・不落の案件が多かったら、一覧表を添付するように。</p>	<p>である。</p> <p>(事務局) 1回目の参加者がいなかったり、予定価格を超過したりとか、そういったものは1回目を再、2回目実施したものを再々と記載している。</p> <p>(事務局) 1回で終わりとなる。再入札はない。</p> <p>(事務局) 災害復旧工事の場合は、設計の内容を変えるのは困難であるので、指名替を行う。</p> <p>(事務局) 昨年度は災害復旧工事の案件で不調・不落が多かったが、今はほとんどない。</p>
<p>①南串中学校グラウンド手元開閉器函取替工事</p> <p>(抽出理由) 落札者を除き全て失格となっている。これだけの業者が安く入札しているが、元々の予定価格が適切だったのか。</p>	<p>(担当課) 内訳書が提出されているので、内容を設計</p>

<p>(委員) 高所作業車の実勢価格というのはどんなものなのか。</p>	<p>と比較した。高所作業車を計上しているが、そこでの開きがそのまま入札価格に反映されている。</p> <p>(担当課) 機械賃貸借料、オペレーター料、燃料代を含んでいる。価格が安い業者は、自社で持っている機械の損料のみを計上したのではないかと推察される。今回はそういった差でほぼ全社説明できる。市としてはきちんとした金額をいれないといけないので、賃料、オペレーター料、燃料を含めた金額で単価を作成した。</p>
<p>(委員) そのあたりは業者へ周知されているのか。</p>	<p>(担当課) はい。他にもいろんな機械があるが、同じような単価の作り方としている。</p>
<p>(委員) 今回失格だった業者は、なぜ失格だったか理由は分かっているのか。</p>	<p>(担当課) いいえ、基本的には分からない。業者の中には失格になった時に、どういった積算でされているのか尋ねるところもあるが、今回はそういったところはなかった。</p>
<p>(委員) 尋ねられたときは教えるのか。</p>	<p>(担当課) はい。公表されている範囲内で教えている。</p>
<p>(委員) 業者に対して、積算するときの注意事項などを伝達する講習会のような場はあるのか。</p>	<p>(担当課) ありません。</p>

(委員)

今後もこのようなことが頻繁におこるようであれば、何かしたほうが良い。ここは間違えないでくださいというようなことを周知する場を考えていただきたい。

②南本町第2地区ほか地籍調査業務

(抽出理由)

落札率が高い。かつ大規模業務なのに、比較的ばらつきが少ない。全社の入札額が高い。

(委員)

この場所は業務をするのに、時間や費用がかかるのか。

(担当課)

地籍調査に関しては一筆ごとの境界を確認して、測量をして登記簿の面積や地目の修正を行っている。雲仙市では小浜町を除く6町に関しては調査が完了しているが、小浜町に関しては平成6年度から調査を始めており、37.89km²のうち平成28年までに26.14km²、全体の68.9%が完了している。

平成29年度の事業では、地籍調査に関しては8段階に工程が分かれており、南本町は一筆地の調査立会いと測量。北木指は、前年度測量した部分の面積の測定、地籍図の作成。そのあと図面と地目、面積の閲覧を行って、登記を行う。本年度の事業は1.09km²の一筆地測量立会い、0.39km²に測量、0.84km²の地籍図を作成し、平成30年3月に完了の予定。

(担当課)

調査をするのには、宅地や田、山があるが、特にここに限って難しいということはない。障害物の除去、山林とか荒地もあるので、予期せぬ伐採や処分などが出てくることはある。

<p>(委員)</p> <p>15社あって、入札額が狭い範囲に集まっている。他の地籍調査業務もこのような感じなのか。地籍調査業務の特殊性なのか、場所の特殊性なのか。</p>	<p>(担当課)</p> <p>広範囲に測量をするので積算の基準そのものが、普通の測量の積算と比べて低めになっている。業務自体が測量や立会いを広範囲に行うので、低価格で入札に応じる傾向になっていない。</p>
<p>(委員)</p> <p>工事では積算ソフトも発達していて、標準的なものだとかなり精度よく積算できると思うが、こういうものも予定価格に相当するような額が業者は積算できるのか。</p>	<p>(担当課)</p> <p>こちらで提示した資料を見たら、ある程度金額は積算できると思う。</p>
<p>(委員)</p> <p>具体的にどの様に積算されているのかを調査したり、ヒアリングしたりしたことはあるのか。</p>	<p>(担当課)</p> <p>ありません。</p>
<p>(委員)</p> <p>仮に不落になったとして、全部指名替えにしてやり直すぐらいの業者数はあるのか。</p>	<p>(事務局)</p> <p>現実には指名替えは困難である。</p>
<p>(委員)</p> <p>ここに上がっているのが限界数か。</p>	<p>(事務局)</p> <p>市内の委任営業所を中心に入札審査委員会で選定しているので、もしこれがだめでも市外を入れられないことはないが、一般的には困難であると考えている。</p>
<p>(委員)</p>	

同じ業者で同じ業務となると、落札率が高くなる。競争性がなくなってくるのかな、と思う。参加される業者が似かよってくると、一回目の状況がわかるので、設計額が変わらないとなると競争性がなくなってくると思う。

(委員)

指名される業者の数はどのようにして決めるのか。

(委員)

その条件を満足する市内に営業所をもつ業者はこれがすべてなのか。

入札の結果がだいたいこのように想定されるのであれば半分でも同じではないか。それほどばらつきもないし、この半分の業者を指名しておいて万が一何かあったときにはガラッと代えられるように備えておくという考え方もあると思ったのだが。

(事務局)

業者も積算ソフトもあるので、予定価格を類推できる技術力は持っていると思う。また用地測量業務、地籍調査業務についてはほとんどが人件費のため、機械経費は購入していれば下げられる要素があるが、人件費等については下げられる要素が少ないと思われるためこのような結果になったと聞いている。

(事務局)

指名される業者の数については競争性のある範囲で入札審査委員会において、特に何社以上という決まりはないが、市内の営業所の数とか総合的に考えて競争性が確保ができるということで、今回は15社選定している。

(事務局)

今のところこの測量業務に関しては、そういう結果がないので、そこまで入れ替えのことについては審議の対象になっていな

<p>(委員) 地籍調査をずっとやっているみたいなので、これからも仕事がずっとあると思うが、いつもこの業者達が入るとなると、同じ業者が続けてとるということはあるのか。過去の実績は考慮するのか。</p> <p>(委員) 受けられる範囲で続けて取るということはあるのか。</p> <p>(委員) 特定の業者が連続して取っているのか。</p> <p>(委員) 全体として大きな業務だと思うが、継続していくつも分けてやる時に資格がある会社は毎回指名することがいいことなのか、検討した方がいいと思う。金額の差が出てきて、安いからそこに行く方がいいと思うが、これを見る限りあまり差がない。特定の業者ばかりが落札するという状況はいいのだろうか。半分ずつのぐらいの業者で案件を分けて、別の業者になっていけば、少なくとも受注出来る機会は倍になる。そういう考え方もこういう業務に関してはよいという気がする。</p> <p>③準用河川金浜川④河川災害復旧工事 ③-2 市道千々石才野線落石対策工事 (抽出理由) No.1 とNo.14において同じ落札業者が複数回、高落札にて落札している。</p>	<p>い。</p> <p>(事務局) 過去の実績は考慮していない。</p> <p>(事務局) はい。</p> <p>(事務局) 地籍調査に関しては連続して落札している。</p>
---	--

<p>(委員)</p> <p>ランダム係数が1だと拾えるのか。一番低い値だったら。</p> <p>(委員)</p> <p>疑う見方をすると、これがランダム係数によらず下にいくとすれば、正確な積算ができるのであれば失格になるように入れたのではないか。上のほうもぎりぎりを超えているが、間に入るのが1社だけになるようにしていないか。</p> <p>ランダム係数が1の時に入るのであれば、たまたまそうなったから1社になった、と言えると思う。</p>	<p>(事務局)</p> <p>どちらも同じ業者が落札していることに関しては、入札が4月4日と5月23日にそれぞれ執行され、対象とした建設業の許可業種も違うため偶然的に同じ業者であったと思われる。</p> <p>落札率においては、準用河川金浜川④については1社が最低制限価格ぎりぎりを狙い失格となったために、次順位者が落札している。また市道千々石才野線は、落札した1社を除き最低制限価格帯をねらった応募で、結果的にランダム係数が高く出たため、失格となり、予定価格付近を狙った者が落札となっている。</p> <p>(事務局)</p> <p>最低制限基本価格があって、最低制限価格というものが決まるが、ランダム係数は最低制限価格に対してのものなので、もうひとつ計算が必要なので、これが入るかどうかはすぐには分からない。</p> <p>(事務局)</p> <p>昨年災害復旧工事の不調・不落の状況からしても、河川災害復旧工事についてはどちらかという、敬遠される傾向がある。予定価格というのはある程度正確につかめ</p>
--	--

(委員より)

制限付一般競争入札だから、とれるものだったら皆この金額で欲しい、ということか。指名じゃないから、入札しなくてよいということか。

④市道吾妻川床線舗装改修工事

(抽出理由)

入札額が各社接近している。参加業者7社のうち1社は最低制限価格との差が1万2千円であるが、他は1,000円か6,000円刻みの入札額となっている。

(委員)

分かりました。どの業者もソフトでしっかり積算されているのだと思う。

(委員)

ランダム係数が1.01だと全部外れてしまうのか。また金額的に大きな仕事ではないのに、本気でとりにいっていると思われる。内容的には好ましい内容の仕事なのか。

るので、上と下にはずすことも可能だとは考えているが、不落・不調の状況から考えても、自分から回避しているだけではないかと考えている。

(事務局)

はい。1番の業者もとりにきた結果であるかもしれない。

(事務局)

本案件は各社とも官積算と同じように工事価格を見積もれる精度があり、すべて最低制限価格帯を狙った応札と思われる。

(担当課)

発注時期が5月末で、業者も仕事が少なくなっている。

(事務局)

ランダム係数が1.01の場合は最低制限価格が91%となるので、単純に予定価

⑤準用河川串川単独災害復旧工事

(抽出理由)

落札率が高い。指名25社中、17社が辞退・不参加となっている。2社以外は予定価格を超過している。

(委員)

辞退理由は7つの中から選ぶのか。

(委員)

時期的に5月23日なのに、それでも人気がない工事なのか。あえて辞退せずに、高い価格と分かっているのに応札していると思うが、こういう意思表示をしているというところで、価格というものを調整していく必要があると思うが、そのあたりどうなのか。

格に91%を掛ける算出方法ではないが、仮に予定価格に91%を掛けると、全社失格となる。

(事務局)

昨年度から、河川災害復旧工事は仮設道路などの作業条件等により、敬遠される傾向が強く、予低価格を超過した応札が多い結果となっている。1社が最低制限価格を下回ったため、次順位者が落札となり、結果として落札率が高くなっている。

(事務局)

はい。7つの中で一番多い辞退理由としては「市積算価格では合わせられない」であるが、現場条件が小浜南串の山間部の河川が多かったために、仮設道路の手配や、用地の相談をしていかなければならず、復旧に対する実費がかかるためどうしても市の積算価格にあわせられない、というのが辞退の理由として出ている。

(担当課)

適正な費用の積算を行っている。仮設道路を設置する上で直接的に必要なものに関

<p>(委員)</p> <p>1社だけ失格になっている業者が、この金額で応札したのは、場所が近いからか。</p> <p>(委員)</p> <p>災害復旧なので、仕事が進まないというのは適切ではないので、何かできないのか。災害復旧工事だから単価を上げるとかできないか。</p> <p>⑥市道愛野山ノ口・丸山線路肩改修工事</p> <p>⑥-2 市道瑞穂宮ノ地線改良工事</p> <p>(抽出理由)</p> <p>No.63とNo.73において、異なる工事にて業者と落札率が同じ。</p> <p>(委員)</p> <p>工事の日も近いし、二件とも対応できる規模の業者なのか。</p>	<p>しては設計変更にて対応している。</p> <p>河川については道路と比較した時に川の場合はすぐに水が通って、リスクが高い。小さい道路河川は嫌われる傾向にある。</p> <p>(担当課)</p> <p>はい。この業者は現場と同じ地区の業者である。</p> <p>(担当課)</p> <p>災害復旧工事だからといって、単価を上げるのは難しい。28年度災害復旧工事については、必要な費用については対応している。</p> <p>(事務局)</p> <p>業者と落札率が同じであることに関しては、2件の工事は入札が8月22日と9月5日にそれぞれ執行され、入札方式も指名競争入札と制限付一般競争入札と違い、対象とした建設業の許可業種も違うため、偶然的に同じ業者、同じ落札率であったと思われる。</p>
---	---

⑦普通河川原池川単独災害復旧工事

(抽出理由)

落札率が高い。1社のみが範囲内である。

(委員)

河川工事だからというところだと思うが、上にいる4社というのはこの価格では出来ないという意思表示をするためにこの価格で入札をしている。この業者は近くなので工事ができるということで、落札した業者はたまたまとれたのかなと思うが、あまり理由がつけられない時にこのような形になっている時は注意が必要かと思う。

⑧市道国見山ノ上1号本線改良工事

(抽出理由)

入札額が各社接近している。1社のみ100%に近く、残りが90%に近い。

(事務局)

金額的には280万と1千300万円ほどの規模の工事なので、現場代理人と主任技術者等が一人ではないと思いますので、問題ないと思われる。

(事務局)

これも「⑤準用河川鬢串川単独災害復旧工事」と同様に、昨年から、河川災害復旧工事は、仮設道路などの作業条件等により、敬遠される傾向が強く、予定価格を超過した応札が多い結果となっている。1社が最低制限価格を下回ったため、次順位の者が落札となり、結果として落札率が高くなっている。

(事務局)

最低制限価格付近を狙った応札が多く、前の案件にもあった、ぎりぎりの最低制限価格帯をねらってランダム係数が高かった

<p>(委員) 2, 200万程度もかなり細かい積算ができるものなのか。金額的にはかなり高い工事だと思うが。</p> <p>(委員) 積算はピンポイントでできるのか。</p> <p>(委員) 本当に落札したい人達が集まれば、ランダム係数が、くじみたいになっている。</p> <p>7、質疑応答 (質問1) <u>指名競争入札で、辞退の連絡もなく不参加であった業者のペナルティなどはないのか。</u></p>	<p>場合、全て失格となったとき、予定価格付近での応札が落札するケースもあるため、それをねらった応札ではないかと考えられる。</p> <p>(担当課) 工事は標準的なものとなっており、数量的に多くなっている。</p> <p>(担当課) 以前と比べて、積算能力はかなり高くなっている。</p> <p>(事務局) 入札の辞退方法については、「入札の留意事項」にも記載しているので、指名通知に関して、市に何の連絡もないことは適切ではない。 不参加は指名競争入札で実施しているCランクの土木一式工事に多く見受けられ、代表者の認識不足が主な原因と思われるが、他に事務員の不足などが考えられる。 市内業者育成の観点からも、指名回避などのペナルティは課してないが、不参加がなくなることから、今後も個別に指導</p>
--	--

<p>(委員) ペナルティを設ける事自体に何か問題があるのか。</p> <p>(委員) 3回続けて何の理由もなく無視し続けた場合には指名から外すというようなことはあってもいいかなと思う。</p> <p>(委員) 連続して3回も4回もとなると、見方によっては契約の相手として不適切な会社ですよね。社会通念上の一般的なこともやってないということなので。そういう議論はありうると思う。</p> <p>(委員) 辞退のときは何か辞退理由の裏づけ資料みたいなものは要求しているのか。チェックをつけるだけか。</p>	<p>を行っていきたいと考えている。</p> <p>不都合については、電子入札についてはないが、会場で執行する入札については参加者が全員揃っている場合、定刻前に開始する場合もあるが、何の連絡もない場合時間を定刻どおり開始している。</p> <p>(事務局) 市としては、今のところペナルティはない。入札回避、指名停止に結びつくような議論になってくるので、ペナルティは今のところ考えていない。</p> <p>(事務局) 実態からして、事務員さんがいなくて社長一人でもかまがなっている、事務方から現場の方も頑張っている人が、忘れがちなのかな、とこちらの想像ですが。そういうことがないように指導は継続して行っていきたい。</p> <p>(事務局) 委員のほうからご意見があったというのは入札審査委員会で報告させていただく。</p>
--	--

<p>(委員) ペナルティを設けたら辞退するだけだと思うが。 そういうことも要求して行って、きちんとできる業者かっていうのを見定めていく方が、総合評価落札方式をやるよりも業者の選定になるのではないかと思う。</p> <p>(質問2) <u>入札前の予定価格の公表は考えられないのか。</u></p> <p>(委員) 通知を受けてやめてしまった自治体はあるのか。</p> <p>(委員) 事前公表した方が談合とかなくなるのではないか。</p> <p>(委員) そのあたりは議論になっていないのか。</p>	<p>(事務局) チェックだけでなく、辞退理由も記載させている。</p> <p>(事務局) 予定価格の事前公表は、法令上の制約が無いことから価格漏洩などの不正行為を排除することなど透明性を高める目的での導入自治体もあるようだが、平成20年3月総務省、国交省から予定価格及び最低制限価格の事前公表の取りやめ等の対応を行うよう通知もあっていることや二重ランダムによる価格漏洩対策を行っていることにより、本市では、事後公表としている。</p> <p>(事務局) 県内に県を含み22団体ありますが、その中で2団体が事前公表している。</p> <p>(事務局) その議論はしていない。</p>
---	---

(委員)

県内でも少数の自治体が実施しているだけだが、これぐらい積算の精度が高くなってきて、あまり弊害はなさそうな気はする。すぐ変えるっていうことではないが、もう少し県外も含めてどれくらい実施しているか、というところを調べて、弊害がなければ事前公表の方向に動いてもいいのではないか。ランダム係数を出す手間も省けるし、事務局の仕事が少しは楽になるのではないか。

(委員)

最初に審議した高所作業車の積算は、レンタルなのか、自前で用意するのか、っていうのは予定価格を事前公表していれば分かったはず。本当にやりたい業者が低い価格で取れば、雲仙市の税金としても良かったと思うので事前公表してもいいのかな、と思う。

(委員)

公表していない段階で、予定価格の2倍、3倍とかで応札しているところがあるが、そういう業者は適正な業者かどうかとも思う。

(委員)

そういう意見が出たことを、入札審査委員会で議論していただければと思う。

(事務局)

ご意見はまた入札審査委員会に上げさせていただきます。